

## 4月3日から令和5年度福祉タクシー券・ガソリン券の申請を受付します

交付を希望される方は、ご本人またはご家族（代理人）の方が健康福祉センターかわせみまで申請にいらしてください。

**交付対象者・交付枚数**（町内に居住している場合のみ交付します）

交付対象者		タクシー券 (1枚500円)	ガソリン券 (1枚500円)	バイクガソリン券 (1枚200円)
身体障害者手帳 所持者	1級・2級	48枚	18枚	36枚
	3級	30枚	12枚	24枚
	4級	9枚	3枚	6枚
療育手帳 所持者	A1・A2	36枚	36枚	
	B1・B2	24枚	24枚	
精神障害者保健 福祉手帳所持者	1級	36枚	36枚	36枚
	2級	24枚	24枚	24枚

※交付枚数は4カ月ごとに3分の1ずつ減少します。

**ガソリン券対象者**（下表にそれぞれ該当しない場合は交付できませんのでご注意ください）

対象者		ガソリン券		バイクガソリン券	
		運転者	所有者	運転者	所有者
身体障害者 手帳所持者	① 18歳未満の方	保護者	保護者	本人	本人
	② 1種の手帳を所持している方	本人または 保護者 (介護者)	本人または 保護者 (介護者)		
	③ 視覚障害を有している方				
	④ その他事情により交付を 希望する方(要相談)				
	⑤ 上記以外の方	本人	本人		
療育手帳所持者		本人 または保護者	本人 または保護者		
精神障害者保健福祉手帳所持者		本人 または保護者	本人 または保護者	本人	本人

※保護者（介護者）とは、障害者本人と生計を一にしている同世帯の親族または常時監護（介護）している方です。

※ガソリン券について、原則障害者本人が運転し、移動するときに交付することとしていますが、療育手帳や精神手帳所持者に加え、第1種の手帳を所持している方や視覚障害の方など、移動が特に困難であると認められる場合に限り、保護者（介護者）運転でも利用できます。

※上記以外の理由によりガソリン券を申請する場合は、状況等を聞き取りの上、交付の判断を行います。検討の結果、交付対象とならない場合もあります。

**申請時に必要なもの**

- 各手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
- 運転者の運転免許証（ガソリン券またはバイクガソリン券の場合）
- 所有者の車検証（ガソリン券の場合）または自賠責証（バイクガソリン券の場合）

**注意点**

※タクシー券とガソリン券を1人の方が重複して申請することはできません。

※施設入所または転出、お亡くなりになった場合等は利用できません。健康福祉課まで返却をお願いします。

☎ 健康福祉課 障害支援係 電話 0889-22-7705

## 子ども家庭総合支援拠点を開設しました

佐川町では町内の子どもとその家族、妊産婦等が安心して気軽に相談できる場として、健康福祉課内に子ども家庭総合支援拠点を開設しました。

**子育てや家庭のことで悩んでいませんか？**

以下のようなことでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

- ・出産後の生活に不安がある
- ・子育てが辛い、イライラしてつい子どもを怒鳴ってしまう
- ・子どもの行動や発達が気になる
- ・子どものこと、どこに相談したらいいのかわからない
- ・周りに頼れる家族、友人がない
- ・夫、妻、パートナーから暴力・暴言を受けている
- ・経済的な不安がある

**相談方法**

窓口相談：健康福祉課  
(健康福祉センターかわせみ内)

電話相談：0889-22-7705

※希望により、家庭訪問による相談も行います。まずはお電話でご相談ください。

**相談時間**

平日 午前8時30分から午後5時15分

☎ 健康福祉課 子どもサポート係 電話 0889-22-7705

## ♪子育て情報のご紹介♪

**子育て情報サイト「さくらさいたねっと」**

●佐川町の乳幼児健診や予防接種等サービス、栄養士さんのレシピなど子育て情報が満載！お気軽にご利用ください。



【さくらさいたねっと】



☎ 健康福祉課 子どもサポート係  
電話 0889-22-7705

**子育て支援センター「なかよしひろば」**

子育て支援センター「なかよしひろば」の情報はこちらのQRコードからどうぞ。たくさんの参加をお待ちしています。



「さくらさいたねっと」の子育て支援センターのページにアクセスできます。

☎ 健康福祉課 子育て支援センター  
電話 080-2997-6959

## 広告

### 住まいのこと、暮らしのこと

こんなお悩みありませんか？

- ◎ トイレをもっと快適に直したい。
- ◎ 重い引戸を楽に開け閉めできるようにしたい。
- ◎ 障子、襖の張替え
- ◎ さし掛け屋根ポリカ波板貼替え
- ◎ 階段、廊下への手すりの取付



代表者 西森太一

網戸1枚からトイレ、お風呂まで  
尾川工務店は住まいの110番  
困ったときは、私に何でも相談  
してください！

見積り・相談無料 今すぐお電話を！

☎ 0889-20-9322

尾川工務店(株) 佐川町乙5390-2 (佐川町健康福祉センターかわせみの南側)

## 令和5年度固定資産税土地価格等縦覧帳簿 及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

縦覧は、固定資産税の課税の基礎となる固定資産の価格等を確認していただくために、土地または家屋を所有する方に同地区内の土地または家屋の価格などを記載した「縦覧帳簿」をご覧いただき、価格を比較することを通じて価格の適正さを判断していただくための制度です。

比較できる内容は、土地については「登記地目、課税地目、登記地積、課税地積、評価額、状況類似地区」、家屋については「構造(材料)、種類(用途)、床面積、評価額、建築年」となります。

縦覧には土地または家屋の所有者であることを確認させていただくため、本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)、または役場からお送りする納税通知書をお持ちください(代理人の場合は委任状が必要です)。

■期間：令和5年4月3日から令和5年5月1日まで(土・日曜日及び祝日を除く)

■窓口：佐川町役場 税務課 午前8時30分～午後5時15分

※土地及び家屋価格等縦覧帳簿は、それぞれ別冊となっており、土地所有のみの方は家屋価格等縦覧帳簿、家屋所有のみの方は土地価格等縦覧帳簿を見ることはできません。

※縦覧帳簿に記載のある土地及び家屋のうち、所有されていない土地及び家屋の評価内容の詳細については、地方税法に定められている守秘義務により、ご説明することはできません。

☎ 税務課 資産税係 電話 22-7704

## 身体障害者等の軽自動車税(種別割)の減免について

障害者手帳等の交付を受けている方、又はそのご家族の方で一定の要件を満たす場合には申請により軽自動車税が減免されます。(※申請は毎年必要です。)

減免となるのは、障害のある人1人につき1台です。

自動車税(普通車等県税)の減免を受ける方は、対象となりません。

減免の対象となる方の障害の範囲や減免の対象となる軽自動車の条件など、

詳しくは佐川町ホームページでご確認いただくか、電話にてお問い合わせください。



佐川町HP  
税務課

### ◇申請期間

令和5年4月1日から令和5年5月31日(軽自動車税(種別割)の納期限)まで

### ◇申請に必要な書類等

- ①障害者手帳等 ②運転免許証(コピー可) ③車検証
- ④納税通知書(通知書が届いてから申請に来る方)
- ⑤個人番号カード又は通知カード(マイナンバー)

☎ 税務課 資産税係 電話 22-7704

## 広告

# 内職 募集中です!

自動車電線部品組立作業 簡単な作業です。

(株)上野ハーネス 電話随時受付けています  
本社 高岡郡佐川町甲 1128-18 ☎ 0889-22-5502  
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00



## 新型コロナワクチン(オミクロン株対応2価ワクチン)の接種はお早めに!

新型コロナワクチン接種につきましては、予防接種法上の分類が令和5年5月8日付けで「第5類」に移行されることに伴い、接種対象等が見直されます。この見直しによって、同日以降にオミクロン株対応2価ワクチンの接種を受けることができる方は、**①65歳以上 ②12～64歳で基礎疾患あり ③医療従事者等**となるため、①～③に該当しない方は令和5年秋開始接種まで接種できないこととなります。

つきましては、オミクロン株対応2価ワクチン未接種で、①～③に該当しない接種希望者の方は、**令和5年5月7日までに**接種していただきますよう、よろしくお願いいたします。



※1・2回目未接種の方は引き続き接種可能ですが、使用可能なワクチンも残り少なくなっています。接種を希望される方は、日程調整をお早めをお願いします。

### 町内での接種について

町内での12歳以上の方の接種は、1～5回目いずれの場合でも、「佐川町立高北国民健康保険病院」で接種可能ですので、お電話にてご相談ください。

○佐川町立高北国民健康保険病院 新型コロナワクチン専用受付  
フリーダイヤル 0120-0567-22 (平日 14時～17時)

☎ 健康福祉課(新型コロナワクチン専用フリーダイヤル) 0120-567-824  
平日 午前8時30分から午後5時15分

## 広告

随時募集中!  
未経験者歓迎  
家庭との  
両立も!

# スタッフ募集!

製造ラインで貨幣処理機等の製品組立に関わるお仕事です

勤務地  
**佐川町**  
加茂129-3

雇用形態	契約社員	短時間パート社員
勤務時間	8時30分～17時15分 残業あり(平均月20H程度)	9時00分～16時00分
時給	<b>975円</b>	<b>861円</b>
仕事内容	製造ラインで電動ドライバー等を使用した製品組立	
待遇等	<p style="font-size: x-small;">*交通費・昼食代の一部補助あり      *評価により昇給あり                      *契約社員は正社員登用制度あり(高知工場での登用実績47名)                      *契約社員の契約期間は最長3年です                      *その他詳細はホームページ「採用情報」を参照ください                      *応募は写真貼付履歴書を下記本社「採用係」まで送付ください</p>	

お客様の信頼に「技術」と「品質」で応えます

グローリープロダクツ

Dreams Will Come True

暮らしを、社会を、もっと生き生きさせたい

グローリープロダクツ株式会社

〒679-2284 兵庫県神崎郡福崎町西治860-3  
https://www.glory.co.jp/glory-products/

0790-23-1700(採用係)

## 令和4年12月豪雪災害施設園芸復旧支援補助金のお知らせ

昨年12月の雪害で被害を受けた園芸用ハウスの復旧支援として、ハウスの解体・復旧に必要な費用の一部に対して補助金を交付します。

### 対象者

令和4年12月豪雪災害により被災した園芸用ハウスの所有者であり、被災後も営農を継続する意向がある者

### 補助率

- 振興作物（ニラ、イチゴ、トマト、ピーマン）・・・解体・復旧に要した費用の1/2
- 振興作物以外（水稲などの育苗ハウス含む）・・・解体・復旧に要した費用の1/4

### 申請期限

令和5年12月28日まで ※詳しくは、町HPをご覧ください。

☎ 産業振興課 電話 22-7708

## 土砂災害から住宅を守る、新しい補助制度ができました

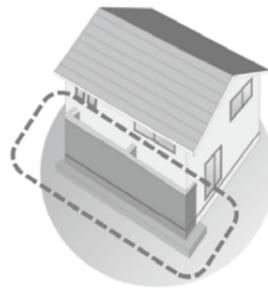
高知県は全国有数の降水量の多い地域であり、住民の安全な生活を守る「土砂災害対策」は、最重要課題の一つと言えます。

そこで、土砂災害が発生した場合に住宅等に損壊が生じる可能性が高いと想定される区域（土砂災害特別警戒区域、通称「レッドゾーン」）において、「新築、増築、改築」をされる方を対象とした、住宅補強の補助制度を新設しました。

### <補助対象となる構造強化の例>

既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象  
(住宅とは・・・戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅)

#### ①外壁を強化した場合



#### ②防護壁を設置した場合



### 【制度内容】

- ①外壁の強化、②防護壁の設置のいずれか
- 令和5年4月1日から制度開始

☎ 建設課 技術監理係 電話 22-7712

### ▼詳しくはこちら

制度の詳細について



警戒区域マップ



## 広告

# 介護スタッフ 大募集!

### 【求人対象】

- デイサービス、グループホームの介護職員・看護職員(准看可)
- 訪問介護職員(ホームヘルパー)
- ケアマネージャー(施設、居宅)



資格・経験なしでも入職可能です。採用に年齢制限はなく、新卒採用も行っています。パート雇用も可。興味がある方は是非お電話ください!

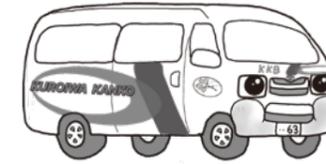
## (有)ぬくもり介護センターおおの

仁淀川町森 3675 番地 (TEL)0889-20-2777

【法人案内】 民間企業として仁淀川町で居宅介護支援事業所を設立し、21年が経過。設立から順調に事業を拡大し、現在は7事業所を運営。約50名の従業員が在籍する中小企業です。

## 黒岩観光のバス停が新しくなります!

令和4年度から令和5年度にかけて、黒岩観光のバス停の改修を行います。令和4年度は、50箇所でバス停の改修や停留所名の円板、時刻表のプレートを整備します。バス停の老朽化に伴い、



停留所名や時刻表の見えにくい箇所が多くなっているため、2年間で黒岩観光のバス停をきれいに整備し、町民の皆様や町外からの来訪者にとって使いやすいバス停づくりを進めていきます。

☎ まちづくり推進課 企画政策係 電話 22-7740

## 佐川町支援金のお知らせ

### 佐川町生姜農家支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う影響により、生姜の販売価格が著しく低落し、生姜農家の経営の継続が懸念されることから、農業者に対して支援金を支給します。

### 対象者

令和3年の生姜の販売額が200万円を超える者で、令和4年の農業売上金額と、収入保険による令和4年分の保険金を合わせた額が、令和3年の農業売上金額（ただし、令和4年の生姜作付面積が令和3年の生姜作付面積より少ない場合においては、その割合を乗じた額）と比較して、30%（新規就農者においては、20%）を超える減となった者

### 支給額（上限30万円）

減収額の30%を超える額（新規就農者においては、減収額の20%を超える額）の1割

### 申請期限

令和5年6月30日※詳しくは、町HPをご覧ください。

### 佐川町施設園芸継続支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い、施設資材の価格が高騰し、経費の増大による農業経営の継続が懸念されることから、施設園芸を営む農業者に対して支援金を支給します。

### 対象者（次の各号のいずれかに該当する者）

- (1) 佐川町農業経営継続支援金の施設園芸加算を申請しており、その支給が決定された者
- (2) 前号に該当しない者で、佐川町に住所を有し、佐川町内に存する500㎡以上のビニルハウス等において、佐川町の振興作物であるニラ、イチゴ、トマト、ピーマンのうち、いずれかの作物を栽培している者

### 支給額

ビニルハウス等の面積が

- 500㎡以上4,000㎡以下の者・・・50,000円
- 4,000㎡を超え8,000㎡以下の者・・・80,000円
- 8,000㎡を超える者・・・100,000円

### 申請期限

令和5年6月30日※詳しくは、町HPをご覧ください。

☎ 産業振興課 電話 22-7708

## 奨学金の返還を支援します

佐川町では、奨学金を利用して進学した方が地元に戻ってきやすい環境を整えるため、また、UターンやIターンなど若者層の佐川町への定住、就業を促進するため、令和4年度より奨学金返還支援を行っています。助成金を申請できる主な条件は次のとおりです。

- 1 対象奨学金 ①日本学生支援機構の奨学金（第1種及び第2種）  
②佐川町奨学金
- 2 助成金額 年額 24 万円（上限）
- 3 助成期間 96 箇月（上限）

## 4 要件

- ①奨学金の貸与を受けて返還を行っており、その返還に滞納がない者、又は、助成金の申請をする年度内に返還を開始する者
- ②佐川町内に定住しており、申請年度より10年間以上定住する意思のある者
- ③助成金の交付を申請する初年度の末日時点における年齢が40歳未満である者
- ④就業している者
- ⑤町税等の滞納がない者
- ⑥他の奨学金返還支援制度を利用していない者
- ⑦公務員（会計年度任用職員は除く）でない者

※詳細は佐川町ホームページ又は問い合わせ先までご連絡をお願いします。

☎ 教育委員会学校教育係 電話 22-1110

## 学校給食無償措置に伴い補助金を交付します

①佐川町学校給食費無償措置に伴い、佐川町内在住で、佐川町以外の小中学校等に就学する児童生徒を対象として補助金を交付いたします。

## 【対象】

- 佐川町外の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方。
- 特別支援学校の小学部および中学部に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方。

②食物アレルギー対応のため、学校給食の代替として弁当を持参している児童生徒の保護者に対して補助金を交付いたします。

## 【対象】

- 食物アレルギー等で医師から食事療法が指示されたことにより、学校給食を喫食できず、「完全弁当」を持参している児童・生徒の保護者の方。
- 交付を受けるには毎年申請が必要です。

申請に必要な書類など詳しいことは、下記までご連絡ください。

☎ 教育委員会 学校教育係 電話 22-1110



## —ところニュース— &lt;北海道 北見市&gt;

## 第43回まちを語るつどい

～気持ちがつながる、気持ちをつなげる～

2月25日、多目的研修センターで「まちを語るつどい」を開催し、約70人の住民が参加しました。

基調講演は、鷹栖町社会福祉協議会の梅澤事務局長が、住民参加の取り組みについて講演。

また、北見市社会福祉協議会やきたみ市商工会女性部、常呂高校の活動状況や課題を代表者が報告し、参加者が地域のつながりが根づくまちづくりについて考える機会となりました。



## 薪ストーブ・薪風呂・薪ボイラー設置に対する補助金制度があります!

佐川町では、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、生活環境にやさしい町づくりを推進することを目的に、住宅や事業所に薪ストーブ又は薪ボイラー（以降「薪ストーブ等」という）を新たに設置される方に対して、予算の範囲内で補助する制度があります。

## 【補助対象事業】

薪を主燃料として使用する未使用の薪ストーブ・薪ボイラー・薪風呂等を新設もしくは更新する場合

## 【補助対象要件】

- ◆町内に住所がある方が、町内の住宅又は事業所に設置する場合
- ◆町外に住所がある方が、町内の住宅又は事業所に設置し、実績報告までに町内へ転入できる場合
- ◆町内の園芸用ハウスに設置する場合

## 【補助対象経費】

薪ストーブ等を購入し設置する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用も含む）とする。

## 【補助額】

補助対象経費のうち1/2以内の額を補助（最大50万円）ただし、1戸の建物（園芸用ハウスについては1棟）につき1回を限度とする。

## 【申請方法】

- ◆申請書類（産業振興課で配布、又はホームページからダウンロード）を産業振興課へ提出
- ◆申請受付期間 4月3日から5月8日まで ※必着

◆申請受付時間 8時30分から17時15分まで ※土・日・祝を除く

※期間中に予算を超える申請があった場合は、受付期間を過ぎた後抽選を実施します。  
※期間中に予算に達しなかった場合の再受付については、ホームページにて案内します。

☎ 産業振興課 林業振興係 電話 22-7724

## 森林の立木を伐採するときには届出が必要です

立木を伐採するときには、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を伐採の30日～90日前までに産業振興課 林業振興係に届け出る必要があります。届出が必要かどうか分からない場合は以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。また、令和5年4月1日から、伐採及び伐採後の造林の届出に必要な添付書類が増えています。必要な添付書類は以下のとおりです。

○森林の位置図・区域図（届出対象の森林の位置、伐採区域のわかるもの）

○届出者の確認書類（個人の場合：運転免許証等の写し）

（法人の場合：法人記事事項証明書等の写し）

○他法令の許認可関係書類（伐採に際し他の行政庁の認可が必要な場合にその申請状況がわかる書類）

○土地の登記事項証明書等（登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写し等、権利がわかる書類）

○伐採の権原関係書類（届出者が土地所有者でない場合、立木の売買契約書等届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類）

○隣接森林との境界関係確認書類（伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類）

※添付が省略できる場合

- ・単木的な伐採など境界に隣接しない場合
- ・境界杭などにより境界が明らかな場合
- ・誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

詳細は林野庁HPに記載されておりますのでそちらをご確認ください。

☎ 産業振興課 林業振興係 電話 22-7724